

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆ 第8号内容

- 1 農地中間管理事業推進キャラバンの実施について
- 2 農地中間管理事業の平成26年度実績について(速報値)
- 3 農地中間管理事業審査会(3月)について
- 4 農用地利用配分計画により賃借権の設定等を受けた者の変更について



1 農地中間管理事業推進キャラバンの実施について

さる、3月16日(月)から26日(木)にかけて、県農政水産部幹部と県農業振興公社役員が県内全市町村長に対して農地中間管理事業取組みの加速化を推進するキャラバンを実施しました。

事業初年度の平成26年度は、県内の各市町村毎にモデル地区を選定し事業推進した結果、**18市町村22地区**で約400haの農地集積が行われましたが、目標面積の2割弱にとどまりました。27年度は事業の本格実施の年となることから、さらなる事業成果が求められることとなります。

このため、27年度に向けて更なる推進体制の強化、重点実施地区の積み上げ、多角的な方策による活用の推進、成果の積み上げ等について県内各市町村の首長に対し要請を行いました。

また、各市町村の首長からも事業推進上の取り組みや課題等について意見が出され、「農地中間管理事業は農地集積の最良の手段と考えている」「これまで様子見であったが27年度からの本格実施に向けて事業推進体制の強化を図ることになっている」「優良農地を守っていく必要も分かるが産地としての考えも必要」「未相続農地が多くうまく進まない」「中山間地域では活用しづらい」などの声が聞かれました。27年度は、これらの意見を踏まえ、現場での事業活用が円滑に進むよう各市町村事業推進チームとも連携を密にしながら取り組んでまいりたいと思います。

今後とも、担い手への農地集積・集約化による効率的な農業経営の実現に向けて、農政の各施策と併せて農地中間管理事業活用の検討をよろしくお願いします。

2 農地中間管理事業の平成26年度実績について(速報値)

機構では、平成26年度に農地中間管理事業審査会(以下「審査会」という)を10月以降毎月開催し、農地中間管理権の取得及び農用地利用配分計画の決定について審査を行いました。

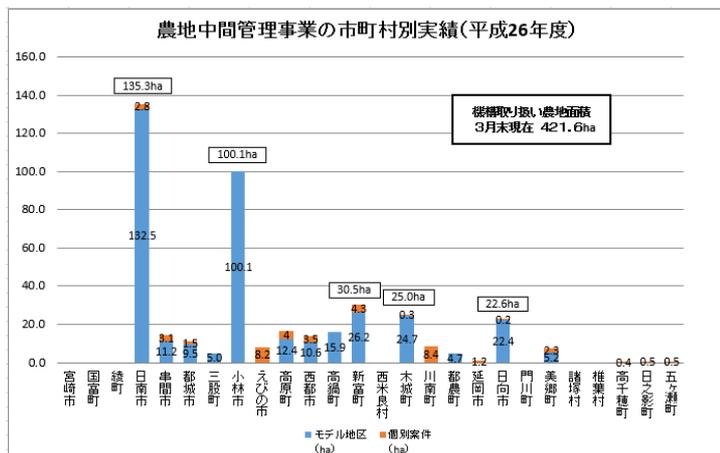
審査会で審査したのは県内18市町村の農地で、農地中間管理権取得が422ha、農用地利用配分計画の決定が421haとなりました。この内、3月31日までに権利設定が行われたのは、農地中間管理権取得及び農用地利用配分計画の決定とも374haでした。

また、機構が農地中間管理権を取得した農地を地目別に見ると、水田が300ha、畑122haであり、水田部において事業活用が進んでいます。

市町村別にみると、農地中間管理権取得面積が多い順に①日南市135.3ha、②小林市100.1ha、③新富町30.5ha、木城町25.0ha、日向市22.5haとなっております。モデル地区での取り組みも日南市5地区、小林市3地区、新富町4地区、木城町1地区、日向市1地区となっております。

26年度のモデル地区63地区のうち22地区で事業に取り組んでいますが、いずれの地区も27年12月までにさらなる農地集積に向けて地域での話し合いを進めています。

残り41地区でも引き続き地域での話し合いを続け、27年度の取り組みにつなげていく予定となっております。



3 農地中間管理事業審査会（3月）について

さる、3月19日（木）に本年度6回目となる農地中間管理事業審査会（以下「審査会」という）を開催しました。今回の審査会では、**モデル地区3地区**の追加権利設定（1.1ha）並びに**5市町**のリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方の農地（12.7ha）を対象として審査を行いました。いずれの地区も権利設定の始期を5月1日として権利設定を行うこととしております。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

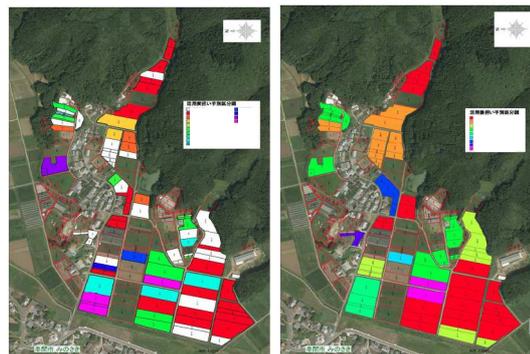
- ◆吉野方地区（日南市）【地区面積 73.0ha】
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 48.6ha（今回追加0.7ha）
 - ・**農地集積率 活用前 41.1% → 活用後 66.6%**
- ◆西寺地区（日南市）【地区面積 20.6ha】
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 13.4ha（今回追加0.3ha）
 - ・**農地集積率 活用前 44.5% → 活用後 65.0%**
- ◆湯之元地区（高原町）【地区面積 - ha】
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 12.4ha（今回追加0.2ha）
- ◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（えびの市ほか4市町の15名）
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 **12.7ha** **3月合計面積 13.8ha**

4 農用地利用配分計画により賃借権の設定等を受けた者の変更について

機構は、離農する農家や規模縮小農家等から10年以上の期間を設定して農地を借受け、地域の担い手等へ貸付けることとしています。貸付けする際は、段階的に農地の集約化を進めていくために3年から5年間の期間を定めて貸付けます。この貸付期間内に地域の担い手間で農地の集約化について話し合いを重ねて、更新時期には新たに機構に出される農地も含めて農地のシャッフルを行います。

平成26年度に農地中間管理事業を活用したモデル地区22地区のうち、21地区が担い手への農地の貸付期間が5年となっています。これらの地区は、更新時期には農地の集約化を行うよう地域で話し合いを進めることになっています。

中には、来年度に担い手間で農地を交換したいという話が出ている地域もあるようです。そこで、今回このような場合の権利設定の変更についてご説明します。



◆担い手の農地集積状況(活用前→活用後)

◆機構からの農地貸付者の変更

- (1) 農用地利用配分計画の解約（①～③農地法第18条6項）
①機構と農地の借受者との合意解約書の取り交わし
②機構と農地の借受者から農業委員会へ合意解約の通知
③権利設定の解約成立（通知書に記載の引渡日）
④機構から県にその旨を報告
- (2) 農用地利用配分計画の認可申請（①②機構法第18条）
①機構から県へ農用地利用配分計画の認可申請
②県による認可申請の縦覧・公告（権利設定）

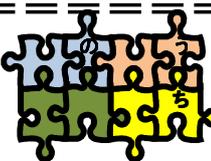
※具体的な手続き等については公社にお問い合わせください。

＜農地第一課より＞

国の農政改革の柱にも位置付けられている、農地中間管理機構による農地集積が全国的にみても低調だという声が聞かれます。低調である要因は地域によって様々考えられますが、着実に進めている地域があるのも事実です。

人と農地の問題解決は、地域においては喫緊の課題となっていますが、5年先、10年先に自分たちが先人から受け継ぎ、守り耕作してきた農地がどうなるのかという話し合いを行ってこそ解決の糸口は見えてきます。

これらは、決して一人の力ではどうしようもありません。地域の関係機関が農家と一体となって自分達の故郷、農業のために取り組んでいく必要があると思っています。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-51-2011

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp